

令和3年度 第2回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和3年5月10日（月）午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）長下亜希 （教育委員）橋本茂子
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡木徳人 （総務係長）遠岳祐二

教育長挨拶

議題

（1）議事録の承認について

（2）議案審議

議案第2号東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第3号町民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第4号東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部を改正する規則について

議案第5号東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱について

（3）協議事項

職員の非違行為に係る通知について

（4）報告事項

①4月行政報告及び5月行事予定について

②その他報告事項

（5）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

学校における新型コロナウイルス感染対策の状況やガイドラインに定めが無い事案の発生などを報告する。また、給食費の徴収方法について町PTA連合会からの要望もあり、町長の指示のより、担当課において公会計化に向けての検討を始めていることを報告し、挨拶を行う。

議題

(1) 議事録の承認について

教育次長

先に送付していましたが3月25日開催の臨時教育委員会と令和3年度第1回定例教育委員会議事録について、ご意見等が無ければ承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

(2) 議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。なお、議案第2号、第3号及び第4号は関連がありますので、一括して審議を行います。

議案第2号東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則、議案第3号町民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第4号東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部を改正する規則を議題とし、審議を行います。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。

教育次長

提案理由を説明します。議案第2号、第3号及び第4号について、いずれの議案も現行の運用に合わせて、所定の改正を行う必要があるため本案を提出するものです。また、今回の一部改正において、現在国が進めている押印の見直し方針に沿って、各種の申請様式に記載している押印の記載を全て削除する改正も含まれています。

それぞれの改正の概要を説明します。

議案第2号体育館条例施行規則の一部改正では、すでに閉鎖している施設を削除し、学校統廃合で閉校した学校の体育館を新たに加え、使用時間、休館日を現行の運用に合わせて変更しています。

また、使用申請書の様式について、統一様式に変更しています。

議案第3号は、定休日を現行に合わせて変更し、使用申請書の様式について、統一様式に変更しています。

議案第4号は、開館時間を現行に合わせて変更し、使用申請書の様式について、

統一様式に変更しています。

(新旧対照表を配付し、それぞれの改正の内容を説明する。)

教育長

これから、質疑を行います。質疑がある方は、最初に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

山口委員

議案第2号ですが、体育館の使用料は徴収しているのですか。

教育次長

使用料は徴収しています。1時間、1面当たり200円です。

長下委員

使用する場合の申し込みは、どれくらいの期間で受け付けているのですか。

教育次長

翌月の使用について、前月の20日から受付を開始しますので、1月単位で申し込むこととなります。

橋本委員

学校の体育館も一般に貸し出していると思いますが、以前は学校で受付をしていましたが、現在も学校に申し込むのですか。

教育次長

教育委員会で受付をしています。

山口委員

大楠小学校の体育館は、学校統廃合で閉校したので今回追加するのですか。

教育次長

学校閉校に伴い、条例は改正を行っていますが、規則を改正していませんでした。現在は町立体育館として管理しています。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、これから議案第2号東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則、議案第3号町民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第4号東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部を改正する規則の承認を求めます。

お諮りします。ただ今の審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。従いまして議案第2号東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則、議案第3号町民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第4号東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び

管理に関する施行規則の一部を改正する規則は審議のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

東彼杵町学校運営協議会委員について、令和3年4月1日から1年間の任期で委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

(各学校の委員名簿により説明を行う。)

教育長

これから質疑を行います。

長下委員

千綿小学校の委員には、学童関係からの委員が含まれていないようですが。

山口委員

彼杵小学校の委員には駐在所の警察官が入っていますが、千綿小学校には入っていませんので、連携を取った方が良いのではないのでしょうか。

教育次長

学校運営協議会の委員に関しては、それぞれの学校が主体的に考えて選考していますので、選考の過程や理由などについては把握していません。

それぞれの学校が独自に検討し、選考されているものと思います。

橋本委員

以前は幼保との連携が言われていましたが、委員には入っていないのでしょうか。

教育次長

コミュニティ・スクールは地域と一体となって学校運営を行うことが目的となっていますので、その考えから地域における各種団体から委員を選考しているのではないのでしょうか。

それと、今年度の各学校の委員につきましては、PTAや各種団体での役員の交代によるもの以外は昨年度と同じ委員となっています。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、これから議案第5号東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱について承認を求めます。

お諮りします。意見はありませんか。

意見が無いようですので、審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。従いまして議案第5号東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱に

については審議のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

次に協議事項である職員の非違行為に係る通知について協議を行いますが、本件は人事案件であり、個人情報を含みますので、会議を非公開とし、審議内容の議事録記載を省略することについて承認をお願いします。

教育委員全員

異議無し。

教育長

承認をいただきましたので、事務局から説明をお願いします。

(教育次長が資料を配付のうえ、内容を説明する。)

教育長

協議が整いましたので、お配りしています資料のとおり通知することよろしいでしょうか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

以上で協議事項を終わります。

(3) 報告事項

- ・教育次長が資料により、4月行政報告と5月行事予定を報告する。
- ・教育長が以下の資料を配付し、内容を報告する。

配付資料

「令和3年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会資料」

「いじめに係る重大事案の経過について（報告）」

「きのくに子どもの村学園主催 手づくり教室・子育て講座の後援見送りに係る通知文書」

- ・教育次長が、現在私会計となっている給食費会計の公会計化と徴収方法等に係る担当課の検討状況について説明する。

(4) その他

次回教育委員会を令和3年6月4日(金)、午後3時から開催することに決定する。

17時17分 閉会

議事録署名

令和3年6月4日

教育委員

山口直登 

教育長

粒崎秀人 